

政 財 第 8 2 号
令和4年10月17日

各 部 局 長 様
教 育 部 長 様
警 察 本 部 長 様
企 業 局 長 様
がんセンター局長 様

政 策 調 整 会 議
(政策推進担当部長)

令和5年度当初予算編成要領（通知）

現在、本県は、長期化する物価高騰や新型コロナウイルス感染症、激甚化する自然災害などの喫緊の課題に加え、人口減少社会の克服、脱炭素・循環型社会の構築、デジタルの力を活用した魅力ある地域づくりなどの様々な課題に直面している。

こうした課題を克服し、新しい時代を切り拓いていくため、令和5年度当初予算編成に当たっては、富国有徳の「美しい”ふじのくに”」の実現に向けて「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」に掲げる施策を着実に推進することを基本としつつ、選択と集中を徹底し、積極的に財源を投入する。

一方、来年度予算の収支は、一般財源総額は今年度並みの水準を確保できるものの、社会保障関係経費や一般公共事業などが増加することから、令和4年度当初予算編成時の試算に比べ、現時点の試算において、財源不足額が35億円程度拡大し、443億円程度となる見込みである。このため、予算編成に際しては、後期アクションプランの目標である収支均衡の達成に向けて、徹底した歳出のスリム化と歳入の確保に取り組んでいくことが不可欠である。

また、将来にわたって安心な財政運営を堅持するため、活用可能基金を確保するとともに、県債残高の抑制に取り組むこととする。

各部局においては、部局調整案の提出に当たり、こうした点を十分に認識するとともに、国の予算編成の動向等にも留意した上での的確に対応するよう通知する。

記

第1 基本方針

- 1 富国有徳の「美しい”ふじのくに”」の実現に向けて、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」を着実に推進する。
- 2 収支均衡に向けて、財源不足額の圧縮に取り組むとともに、将来にわたって安心な財政運営を堅持する。

第2 予算編成における取組

1 重点課題推進枠による財源の重点配分

(1) 「指定テーマ」に基づく取組

令和5年度に重点的に進める「指定テーマ」に基づく取組は、所要額による部局調整案の提出を可能とする。

<指定テーマ>

- 1 社会経済状況の変化への対応
 - ① 県民生活の不安解消
 - ② 力強い経済の再生と発展
 - ③ 脱炭素・循環型社会構築の加速
- 2 本県が抱える課題への対応
 - ① 人口減少社会の克服に向けた更なる取組
 - ② デジタルの力を活用した魅力ある地域づくり

(2) 物価高騰、新型コロナウイルス感染症への対応

物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対応に最優先で取り組むこととし、必要な経費については、指定テーマに基づく「重点課題推進枠」として、所要額による部局調整案の提出を可能とする。物価高騰、感染症への対応に要する経費の財源は、国の動向等を踏まえ、予算調整の過程で対応を検討する。

2 財源不足への対応

物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響等による厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出のスリム化と歳入確保に取り組む。

(1) 部局の事業見直し

徹底した事業のビルド・アンド・スクラップや、決算状況等を踏まえた計上額の適正化、国庫支出金、外部資金等の歳入確保を行った上で、部局調整案を提出する。

(2) 予算編成過程における財源確保

義務的経費や年次計画事業等について、各部局と政策推進局との間で調整を行い、計上額を精査する。

(3) 基金の活用

本年度の歳入確保、歳出の見直しにより捻出された財源を、財政調整用基金に積み増し（令和4年度2月補正）、令和5年度の財源不足に活用する。

3 活用可能基金の確保

将来にわたって安心な財政運営を行うため、令和5年度当初予算編成後の基金残高は、前年度並みの水準を確保する。

- ・翌年度以降活用可能な基金残高 250億円程度

4 県債（通常債）残高の抑制

県債残高を増やさないよう、原則として、発行額を償還額の範囲内に抑制する。

5 留意点

物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症への対応など、国の予算編成における取扱いが不明確であることから、今後の国の予算編成の動向や地方財政対策、本県の税収の状況等によっては、予算編成全体のフレームを見直す場合があるので、留意すること。

第3 部局調整案提出基準

部局調整案の提出基準は、以下のとおりとする。

所要額により提出する事業は、経費を十分に精査し、真に必要な額とすること。

区分	提出基準
・重点課題推進枠	所要額
・政策的経費<枠配分>	別に示す部局ごとの一般財源の範囲内
・年次計画経費	別に示す計画額（一般財源）の範囲内
・義務的経費 ・義務的経費に準ずる経費 ・税込関連法定経費	所要額
・一般公共・直轄	別に示す提出基準による

(注) 年次計画経費及び義務的経費に準ずる経費の一般財源削減額については、政策的経費に加えることができる。ただし、部局調整案の提出前に財政課と協議済のものに限る。

第4 歳入

歳入については、厳しい財源環境を勘案の上、より一層の増収努力を行うとともに、新規の財源確保についても積極的に検討すること。

1 県税

県による徴収強化や市町と連携した個人住民税の税込確保対策に取り組み、県税収入率の向上と収入未済額の縮減を図ること。

2 国庫支出金

(1) 概算要求の内容や国庫補助金等の制度改正を確認し、活用可能な制度を洗い出した上で、その後の予算編成の動向を注視し、積極的に活用すること。ただし、過大とならないよう的確な見積りに努めること。

(2) 令和4年度に地方創生推進交付金の採択を受けた事業について、令和5年度も継続する場合は、本交付金を財源に充当し、部局調整案を提出すること。

また、令和5年度に採択を目指す事業は、総合政策課と調整し、積極的に活用すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和5年度の事業の財源には充当しないこと。

3 使用料及び手数料

(1) 使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立って常に見直しを行い、その適正化を図ること。対象となる事務については、所要経費の縮減を図ることにより、行革努力の県民への還元を努めること。

(2) 現在、使用料及び手数料を徴していない行政サービスについても適正な負担を求めることを検討すること。

(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等により標準額等が示されている手数料のうち、標準額と異なるものについては、適正化を図ること。また、その他の使用料及び手数料についても、対象、範囲、減免規定の見直しを行い、適正化を図ること。

4 財産収入

(1) 土地、建物等の財産については、財産評価額の適正化を図り、維持管理費等を勘案した貸付料を徴収すること。

(2) 土地、建物等の財産で、遊休化しているものについては、その活用を図るとともに、利用見込みのないものについては処分計画を策定し、積極的に処理を進めること。

(3) 処分の検討に当たっては、売り払いを原則とするが、民間等への貸付を含め、早期処分に向けて幅広く検討すること。

(4) 各部局所管の出先庁舎等については、余裕床を活用した貸付を検討するなど、ファミリーマネジメントの考え方の下、未利用財産の利活用を進めること。

5 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、受益と負担の適正化の見地から改善に努めること。

特に、国所管公益法人等の団体への負担金のうち、法令義務のない負担金について、目的や費用対効果を検証し、廃止や減額等の見直しを行うこと。

6 寄附金

(1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、総合政策課と調整し、積極的に活用すること。

(2) クラウドファンディングを活用することも含め、事業の趣旨に賛同する県民からの寄附を募るなど、積極的な寄附金の確保に努めること。

7 県債

県債については、事業の適債性を検討するとともに、対象、充当率等は、当面、令和4年度の同意等基準などによりの確に見積もること。なお、令和5年度の県債の活用については、地方財政対策の状況等を十分見極めながら検討していく。

(注) 詳細については、別途指示する。

8 その他

(1) 貸付金、家賃収入等の税以外の未収債権の徴収強化を図ること。

(2) 歳入確保策として、県有施設の民間への一時貸付け、自動販売機の設置者の公募、庁舎等への民間広告の掲出、ネーミングライツの導入等による歳入確保に積極的に取り組むこと。

第5 歳 出

歳出については、政策評価や決算状況等を踏まえ、既存事業を積極的に見直すこと。

1 人件費

(1) 人件費の積算は、令和4年10月1日現員による現行制度に基づく年間所要額とする。

(注) 積算の細部については、別途指示する。

(2) 退職手当については、定年の段階的引き上げに伴い、令和5年度の定年退職者が生じないことに十分留意するとともに、60歳の早期退職者の把握に努め、適切に積算すること。

(3) 業務の特性から、民間部門の技術や創意工夫など、その活力に委ねることが適切なものについては、アウトソーシングを積極的に推進すること。

2 国庫関連経費

(1) 国庫補助事業についても県の負担を伴うことを考慮の上、効率的な事業の選択に努めるとともに、制度改正等の概算要求内容を熟知し、その後の動向を的確に把握して、

適切な見積りを行うこと。また、国の予算縮減率を上回って調整する場合もあるので、国への要望に当たっては、このことを踏まえた適切な対応を図ること。

なお、一般財源化されるものを除き、国が縮減、廃止した事業を県費で補完し、または、県単独で代替することは原則行わないものとする。

- (2) 事業の選択に当たっては、既に実施している事業を含めて、本県への適合性、事業効果、費用負担について十分検討すること。
- (3) 全額国庫支出金の事業についても、事業ごとに人件費を含めた収支バランスを検討すること。
- (4) 超過負担を伴う事業については、国に対し、その解消を強く要請するとともに、事業の実施方法について創意工夫すること。
- (5) 国が補助単価の引下げ、補助対象の限定、縮小、上限の設定などを概算要求したものの並びに廃止及び補助総額を縮小して概算要求したものについては、概算要求に基づく制度で積算したものとする。
- (6) 令和4年度で終了する国基金事業については、原則として、国基金活用前の一般財源を基準に事業を再構築すること。又は基金に代わる国庫財源等の確保に努めること。

3 行政費

- (1) 行政費については、ひとり1改革の実践や行政のデジタル化による事務処理システムの改革、オンライン化による非対面での働き方の普及等を踏まえ、管理経費、旅費等の徹底した見直しを行い、経費の節減を図ること。
- (2) 委託事業については、委託内容も含め費用対効果の検証を徹底するとともに、競争性、透明性、公平性の確保の視点による的確な見積りを徹底すること。
- (3) イベントについては、オンライン化などへの実施方法の転換や、隔年又は周年化、他団体との共同開催、開催規模の縮小、配布物の見直しなど、開催実績・費用対効果等を踏まえた上で、徹底して実施方法を見直すこと。

4 補助金等の見直し

- (1) 県関与の必要性や、事業目的、成果、過去の見直し状況等を踏まえ、ゼロベースで見直すこと。
- (2) 県単独補助金の補助率や補助額を見直すとともに、補助対象者が補助金により収益を得た場合、県に対して収益の一部を納付する制度の導入の検討又は運用の徹底を図ること。
- (3) 目的・目標に対する貢献度が不十分な補助金の廃止、重複・類似している補助金の整理統合、市町向け付増補助金の見直し、市町の財政力に応じた補助率の設定など、補助金の徹底した見直しを図ること。
- (4) 地方分権の進展、社会経済情勢の変化に即して、国、県、市町、民間の役割分担を踏まえた制度のあり方を検討するとともに、それに応じた見直しを徹底すること。

5 外郭団体への財政的関与の見直し

外郭団体への財政的関与は、静岡県行政経営革新プログラム 2025 に掲げるとおり、外部の視点による不断の検証を行い、見直しを進めること。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）に基づき、公営企業や第 3 セクター等も含めた健全化指標である将来負担比率を公表しており、引き続き、外郭団体の点検評価等を踏まえて、外郭団体の運営の健全性を確保するとともに、県からの補助金や委託料の見直しを図ること。

また、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号通知）で定める、経営健全化方針の策定の対象となった団体については、その健全性の確保に向けた見直しを進めること。

6 公共工事の生産性向上及び適切な積算

- (1) 公共工事における生産性向上に向け、引き続き、品質とコストの最適化を図ること。
- (2) 民間のコスト水準や契約実績、労務単価、資材単価の上昇等を踏まえた適正な単価の設定、仕様の見直しを図ること。
- (3) 民間部門の創意工夫等により維持管理経費を含めた総経費の軽減が図られるものについては、PFI による整備を検討すること。

7 新たな市町負担を伴う事業等

法令の規定に基づく経費の負担区分が定められていない事業で、新たに市町の負担を伴う事業や負担が増加する事業については、部局内の立案段階及び予算編成作業の進捗に合わせ、市町行財政課及び各地域局等と十分な連携を図ること。

また、法令等の規定の有無にかかわらず、政令指定都市を含む市町に対して事前に十分な説明を行い、理解を得た上で提出すること。

8 基金を財源とする事業

- (1) 基金充当事業の対象範囲の拡大や果実運用型基金の直接事業充当など、基金の有効活用について積極的に検討すること。
- (2) 長期間活用されていない基金については、設置の必要性を含めて検討すること。
- (3) 国基金事業については、その趣旨に鑑み、積極的な活用を図ること。

9 部局間における調整等

- (1) 次に該当する事業については、全庁的な施策の整合性、総合性を必要とするので、とりまとめ担当課等と十分調整を行った上で、部局調整案の提出を行うこと。

項目	担当課	項目	担当課
地方創生推進交付金関連事業	総合政策課	地方創生応援税制関連事業（企業版ふるさと納税）	総合政策課
人口減少対策事業	総合政策課	地域外交関連事業	地域外交課
新地震・津波対策アクションプログラム関連事業	危機政策課	デジタル化関連事業	デジタル戦略課

情報システム関連事業	電子県庁課	多文化共生関連事業	多文化共生課
脱炭素関連事業	環境政策課	山の洲関連事業	知事戦略課
東アジア文化都市関連事業	文化政策課		

(2) 各地域局からの提案を踏まえて、地域課題への的確な対応を図ること。

10 債務負担行為及び継続費

債務負担行為及び継続費は、将来、義務的な経費として歳出予算を拘束することになるので、その必要性と後年度の財政支出を慎重に検討の上、部局調整案の提出を行うこと。

なお、実質的な債務負担についても同様とする。

11 その他

AI、RPA等の新たな技術の活用によって、経費の削減・業務の軽減等が見込めるものについては、積極的に活用すること。

第6 特別会計及び企業会計

- 1 特別会計、企業会計についても、一般会計に準ずるものとする。
- 2 繰出基準については、従来の考え方にとらわれることなく、会計ごとの守備範囲や受益者負担について適切な見直しを行うこと。
- 3 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の公表が義務付けられ、全会計ベースでの中長期的な財政運営の健全性の確保が重要であることから、5年間の中長期収支計画表を作成し、収支の改善に努めること。

第7 提出期限等

- 1 提出期限
 予算調書
 令和4年11月15日（火）
- 2 様式等
 別紙様式のとおり
 なお、記載要領に留意し、記載誤りのないよう注意すること。

3 予算編成日程（予定）

提出状況公表 令和4年12月14日（水）

知事記者発表 令和5年2月10日（金）